

社会保険の月額変更届について

健康保険や厚生年金において基本給などの固定的賃金が大幅に変更された場合に保険料の変更手続（月額変更）が必要となることがあります。今回は**月額変更の要件**について簡単に整理します。

① 固定的賃金の変動があった月から起算して3ヶ月間平均で、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上（最高または最低等級の場合は1等級以上）の変動があった

変動を見るのはあくまでも「**支払日**」ベースで見ます。なお原則として各月の給与支払基礎日数が17日以上である必要があります。

② 「上げ上げ」「下げ下げ」の原則

月額変更を行うのは固定的賃金が上がり、さらに給与総額も2等級以上上がった場合です（※下がった場合も同様です）。固定的賃金は上がったが、残業などが少なくて結果として給与総額が2等級以上下がった場合などは月額変更の対象となりません。

③ 通勤手当の変更も固定的賃金の変動となります

「引越して定期代が変更になった」「転勤で定期代が変更になった」「ガソリン代の支給単価が変更になった」などの場合は固定的賃金の変動となります。なお、給与と一緒に支給する交通費やホテル代などの実費精算分については社会保険における給与には含まれません。

☆ 編集後記 ☆

惜しまれつつ年内で解散したアイドルグループSMAP。人気番組のSMAP×SMAPは平成8年から20年もやっていたそうです(^;)そういえば平成8年は私が大学を留年になった年…（泣）

まあそれはさておき、この写真はSMAPのソックリさんです。パッと見わからないでしょ？



草薨くんがひどすぎる

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

TEL：06-6809-5092

FAX：06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

-ホームページ-

みらい労働

検索



代表社会保険労務士
谷口 史晃